

国土交通省直轄工事における 主な品質確保対策・不調不落対策について

平成23年2月24日
国土交通省

直轄工事における主な品質確保対策

・適正な施工体制の確認・強化

- 低入札価格調査の強化(調査基準価格の引き上げ(H20.4、H21.4))
- 特別重点調査の実施(H18.12～)
- 監督・検査等の強化(H18.4～)

・市場による資力信用のチェック

- 入札ボンドの導入拡大(H22.8～)

・総合評価落札方式の活用

- 入札参加者の施工体制確認審査を実施(H18.12～)
- オーバースペック(技術ダンピング)防止への対応(H20.12～)

・罰則の強化

- 指名停止措置の強化(H18.4～)
- 公正取引委員会との連携強化(H18.12～)

・適正な競争環境の確保・現場における生産性阻害要因の排除

予算決算及び会計令第85条における「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、低入札価格調査基準価格を下回った場合には施工体制等の調査を行うこととしている。

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4~H20.3

【範囲】
予定価格の2/3~8.5/10

【計算式】

直接工事費の額	}	合計額
共通仮設費の額		
現場管理費×0.20		
		×1.05



H20.4~H21.3

【範囲】
予定価格の2/3~8.5/10

【計算式】

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.60		
一般管理費等×0.30		
		×1.05



H21.4~

【見直し後の範囲】
予定価格の7.0/10~9.0/10

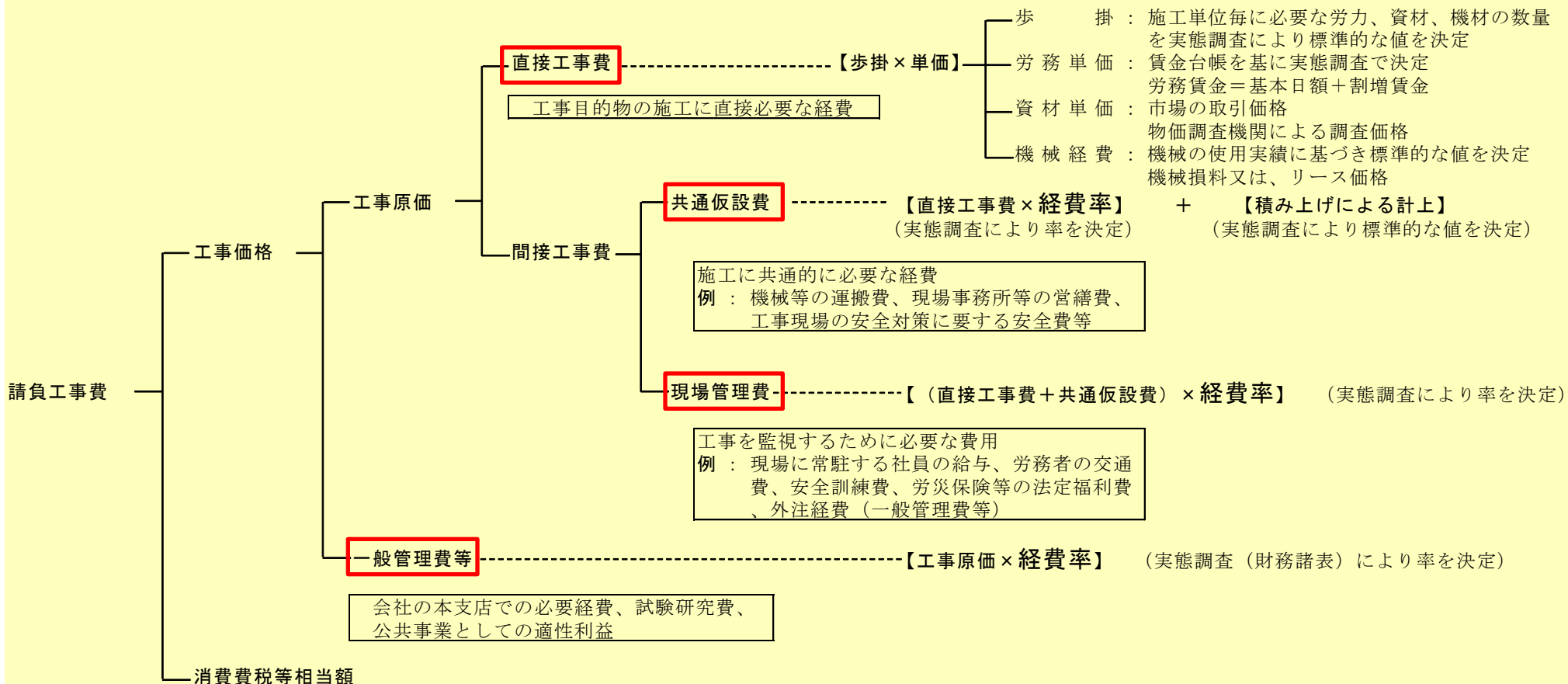
【見直し後の計算式】

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.70		
一般管理費等×0.30		
		×1.05

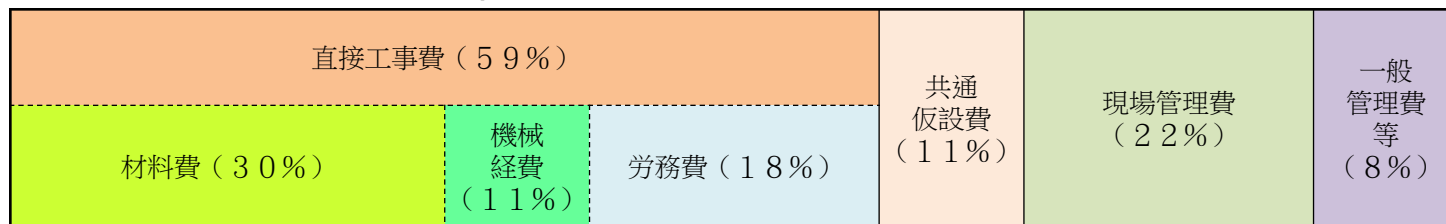
- 低入札価格調査基準価格については、平成20年4月に算定式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を一層強化して、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、さらなる見直しを実施。
- 中央公契連モデルについても4/10付けで改正し、地方公契連に周知。様々な機会を通じて、引き続き低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請。

公共土木工事費の積算体系について

公共土木工事費の積算体系



一般土木工事の標準的な構成割合



※平成20年度諸経費調査における構成割合

施工体制確認型総合評価方式について

総合評価方式において、**調査基準価格を下回る応募者に対して品質確保体制を厳しく審査・評価し、技術評価点に適切に反映させることによりダンピングによる品質の低下を排除。**

技術評価点

入札価格

= 評価値 ⇒ 評価値が最高の者が落札者

[導入前]

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10~50点

品質確保の体制
までは未確認

[導入後]

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10~70点 + **施工体制評価点 30点**

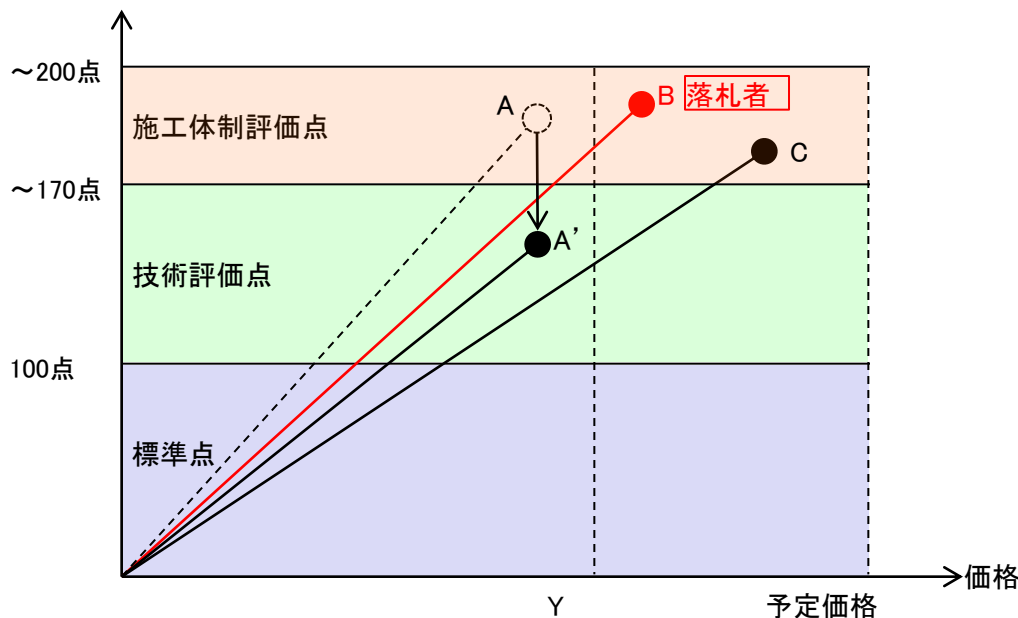
品質確保の体制を審査要素として加味

入札者の技術力を活かした提案への配点を引き上げ

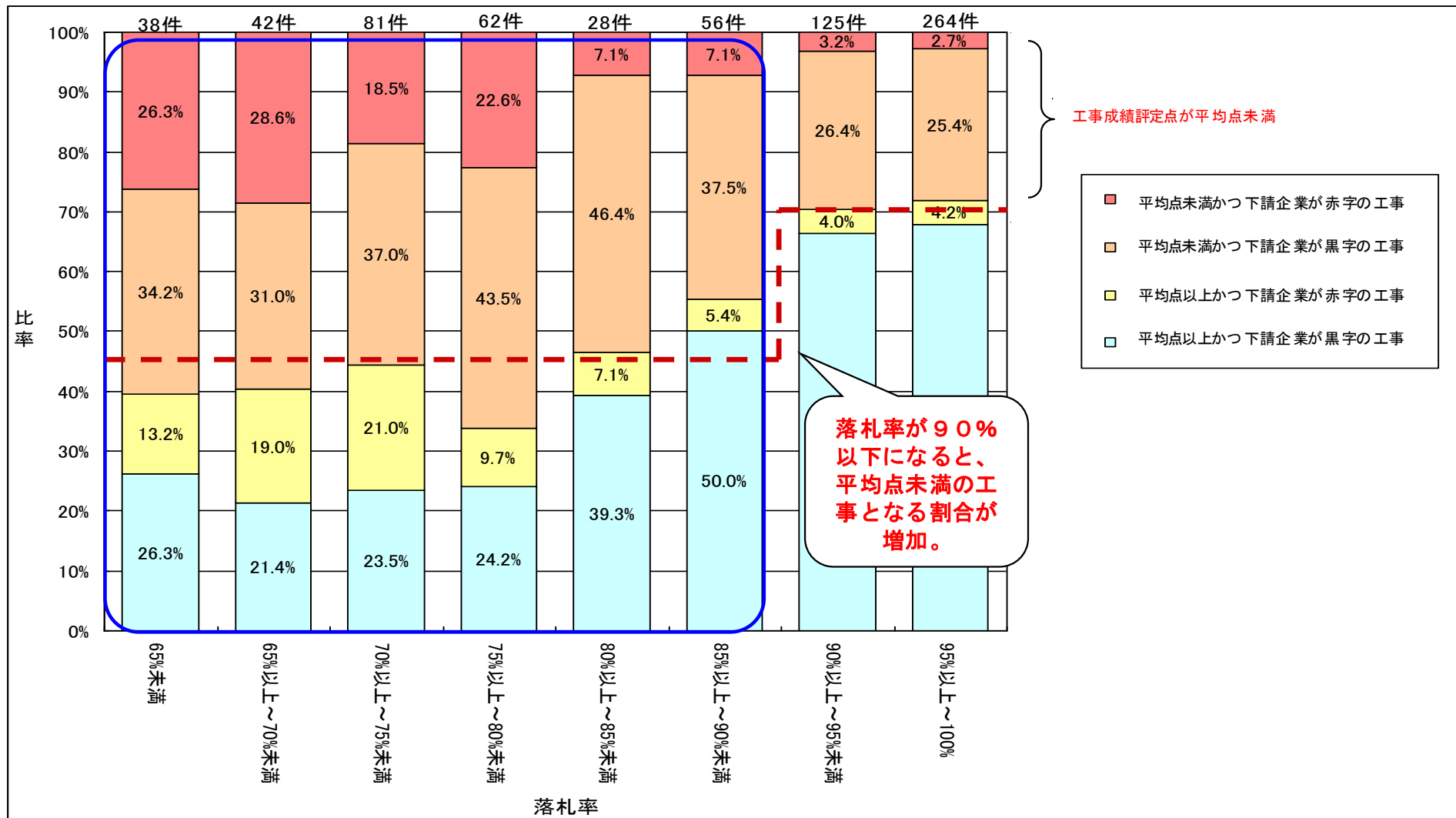
○低入札調査基準価格(Y)

予定価格の70%から90%までの範囲内で工事ごとに下記の算定式で定める。

直接工事費 × 95%
 + 共通仮設費 × 90%
 + 現場管理費 × 70%
 + 一般管理費等 × 30%



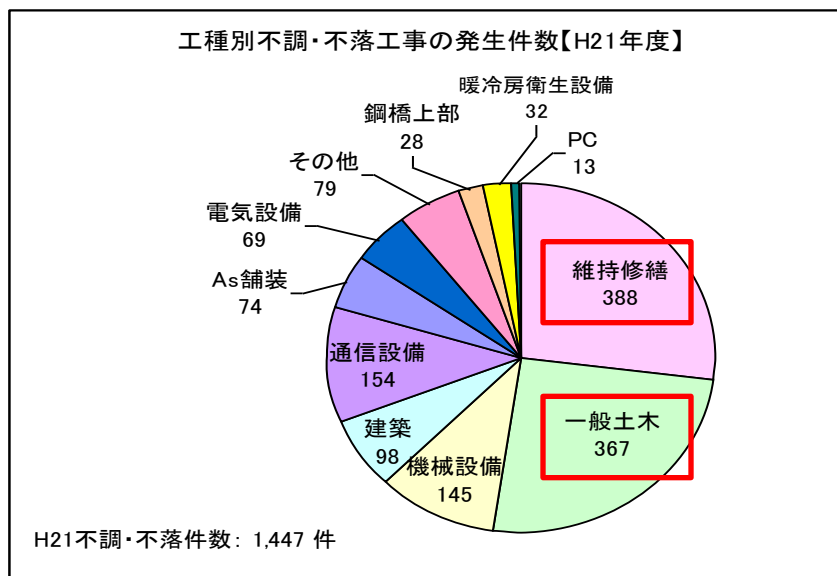
落札率90%未満になると、工事成績評定点が平均点未満の工事となる割合が増加。



不調・不落工事の現状

不調・不落の件数は低下傾向にあるが、平成21年度も1割程度発生している。
 不調・不落の発生する工種は、維持修繕や一般土木が多く、この2つで約半数を占める。

	発注件数	うち不調・不落件数		不調・不落の割合	
		不調※2	不落※3		
平成19年度※1	12,868	1,951	1,234	717	15.2%
平成20年度	14,469	1,744	1,148	596	12.1%
平成21年度	13,754	1,447	917	530	10.5%



- ・国土交通省発注件数(沖縄を含まない)に占める不調・不落の割合
- ※1 平成19年度は、北海道開発局も含まない
- ※2 不調:入札への参加者がいない等の理由で、開札に至らなかったもの
- ※3 不落:開札には至ったものの、落札者がいなかったもの

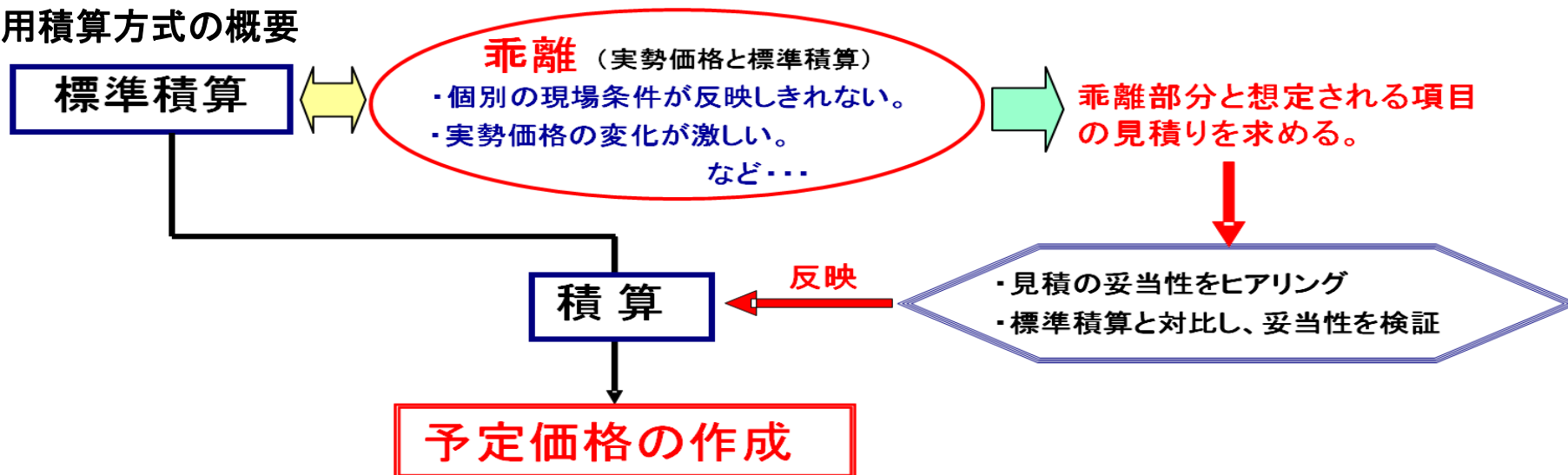
1回目の入札において、入札参加者の全社が予定価格を超過している場合は、直ちに2回目の入札を実施。
 さらに、不調・不落となった場合、工事内容の見直しや発注ロットの見直し等を行い、再度入札続きを実施。

不調・不落対策(見積を活用する積算方式の試行)

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が頻発している維持修繕工事などにおいて、予定価格の作成にあたり応札者の見積もりを活用する方式を平成19年度より試行。

平成19年度 試行件数113件、平成20年度 試行件数303件、平成21年度 試行件数353件

○見積活用積算方式の概要



○見積活用積算方式の実施状況

平成19年度～平成21年度 実施状況

年度	試行件数	契約件数	不落札	参加者なし
H19	113件	65件	22件	26件
H20	303件	162件	39件	102件
H21	353件	261件	32件	60件

・工種別実施件数は、維持修繕工事が約5割。

不調・不落対策(間接工事費の大都市補正)

都市部の実態

- ・交通量が多く、また住宅密集地のため安全管理に係る費用が多大。
 - ・建設機械等の仮置きヤード等の確保が困難であり、現場から離れた箇所へ日々回送している。
 - ・現場事務所や労働者宿舎等に係る土地・建物の借り上げ費用が多大。
- など、**間接工事費(共通仮設費、現場管理費)**が標準的な工事より必要な場合がある。

間接工事費の大都市補正

補正導入時期:平成21年度より実施。

補正対象地区:札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地

補正対象工種:鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事

補正方法:共通仮設費率及び現場管理費率に以下の補正係数を乗じる。

費目	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2